

特定非営利活動法人 きょうのことあしたことラボ 定款（最終案）

2025年09月11日

第1章 総則

第1条（名称）

本法人は、特定非営利活動法人きょうのことあしたことラボという。

英語表記は “Specified Nonprofit Corporation Today & Tomorrow Lab” とする。

英語名の略称として “Today for Tomorrow Lab” (“TFT Lab”) とする。

第2条（事務所）

本法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

第3条（目的）

本法人は、認知症の診断を受けている方等（以下「本人」という。）の意思を尊重し、本人の社会参加と役割創出を推進するとともに、地域における共生の推進、介護・福祉人材の育成および定着、人権の擁護等に資する活動を行い、もって本人およびその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる次の活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 子どもの健全育成を図る活動
- 5 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 6 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

第2章 事業

第5条（事業）

本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認知症の方等の社会参加と地域共生を促す事業
- (2) 自治体・事業所向けの研修事業
- (3) 学校等における福祉教育・体験学習の実施
- (4) 認知症の方等の権利擁護に関する啓発・相談支援
- (5) 認知症の~~事~~について学ぶ~~方等の~~教材・コンテンツの制作、配信
- (6) 調査研究事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条（会員の種別）

本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員（社員） 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、本法人の議決権を有する者
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、その事業を賛助するため入会した個人又は団体

第7条（入会）

会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとする。

3 理事会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会をみとめなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

2 賛助会員の会費は口数制とし、1口の金額及び口数の上限等は総会において別に定める。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、又は団体である会員が解散したとき
- (3) 失踪宣告を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 繼続して1年以上会費を支払わなかったとき。

第10条（退会）

会員は、所定の退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員がこの定款に違反したとき、または本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、総会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

第12条（役員の種類及び定数）

本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長（1名又は若干名）を置くことができる。

第13条（役員の選任）

理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第14条（役員の職務）

理事長は法人を代表し、業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。理事会の定めにより所掌事務を分担することができる。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は次の業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第15条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 16 条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 17 条（解任）

役員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第 18 条（報酬等）

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 19 条（職員）

本法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

第 20 条（総会）

総会は、正会員（社員）をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第 21 条（権限）

総会は、この定款に定めるものほか、法人の業務に関する重要事項を決議する。

（1）定款の変更

（2）解散及び合併

（3）会員の除名

- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

第22条（開催）

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員（社員）総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて召集するとき。

第23条（招集）

総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第24条（議長）

総会の議長は、出席正会員（社員）の中から選出する。

第 25 条（定足数）

総会は、正会員（社員）の過半数の出席（書面、代理人、電磁的方法による表決を含む。）がなければ開会することができない。

第 26 条（議決）

総会の議決は、出席した正会員（社員）の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会の決議事項は第 23 条 3 項によってあらかじめ通知した事項とする。

3 理事又は正会員（社員）が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員（社員）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 27 条（議事録）

総会の議事については、日時及び場所、正会員（社員）総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあってはその数を付記）、審議事項、議事の経過の概要及び議決の結果、議事録署名人の選任に関する事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員（社員）全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、総会の決議があったものとみなされた事項の内容、提案した者の氏名又は名称、総会の決議があったものとみなされた日及び正会員（社員）総数、議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名を記載した議事録を作成しなければならない。

第 28 条（表決権等）

正会員（社員）は、各 1 個の表決権を有する。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員（社員）は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法（電子メール、オンラインフォーム、その他理事会が定める方法）をもって表決し、又は他の正会員（社員）を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により書面表決し、表決を委任し、又は電磁的方法により表決した正会員（社員）は、この定款の総会の定足数及び議決数の算定上、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員（社員）は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決をすることができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員（社員）は、その議事の議決に加わることができない。

第6章 理事会

第29条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第30条（権限）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第31条（開催）

理事会は、理事長が必要と認めたとき、理事総数の2分の1以上の請求があったとき、又は監事が必要と認めたときに開催する。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席（電気通信回線による出席を含む）がなければ開会することができない。

第32条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第33条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第34条（議決）

理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事が理事会の目的である事項について書面又は電磁的方法で同意したときは、当該提案は理事会において可決されたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

3 役員又はその近親者、役員が実質的に支配する法人との取引は、理事会の承認を要する。承認に当たっては、取引条件の妥当性・相当性を確認し、議事録に経緯を記載する。当該議案について当事者である理事は議決に加わることができない。

第35条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第36条（議事録）

理事会の議事については、日時及び場所、理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合はその旨を付記）、審議事項、議事の経過の概要及び議決の結果、議事録署名人の選任に関する事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第37条（資産の構成）

本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

第38条（資産の区分）

特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第39条（資産の管理）

本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第40条（会計の原則）

本法人の会計は、特定非営利活動促進法に定める会計の原則に従って行うものとする。

第41条（会計の区分）

本法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

第42条（事業計画及び予算）

本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始前に理事長が作成し、理事会の承認を経て総会に報告する。

第43条（暫定予算）

やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第44条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第45条（事業報告及び決算）

事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第46条（事業年度）

本法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第47条（臨機の措置）

借入金の借入れ（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第48条（定款の変更）

この定款は、正会員（社員）総数の2分の1以上が出席（書面表決・電磁的方法・代理人による表決を含む）し、かつ出席正会員（社員）の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第49条（解散）

本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員（社員）の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

第50条（残余財産の帰属）

本法人が解散する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人又は公益財団法人、国若しくは地方公共団体、又は特定非営利活動法人に贈与する。

第51条（合併）

本法人が合併しようとするときは、総会において正会員（社員）総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第52条（公告の方法）

1 本法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告は、内閣府NPO法人ポータルサイトにおける電子公告により行う。

第10章 雜則

第53条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

（施行日） 本定款は、この法人の成立の日から施行する。

（設立時役員）

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 守谷卓也

副理事長 大平美和

理事 磯野孔太

理事 岡田春恵

理事 前田隆行

監事 菊地志保

2 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年6月30日までとする。

（設立当初の事業年度）

この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

（設立当初の事業計画及び予算）

この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（会費） 設立当初の会費は、次のとおりとする。

正会員（社員）会費 5,000円（1年間分）

賛助会員会費 1口3,000円（口数自由）

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 きょうのことあしたのことラボ

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	イソノ コウタ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		磯野 孔太		
2	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	オオヒラ ミワ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	副理事長
		大平 美和		
3	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	オカダ ハルエ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		岡田 春恵		
4	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	キクチ シホ	有・無	
		菊地 志保		
5	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	マエダ タカユキ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		前田 隆行		
6	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	モリヤ タクヤ	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	理事長
		守谷 卓也		
7	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事		有・無	
8	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事		有・無	
9	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事		有・無	
10	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事		有・無	

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人きょうのことあしたのことラボ

1 事業実施の方針

本法人は、認知症の診断を受けている方等（以下「本人」という。）およびその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目的に、地域での居場所づくり、介護職支援、認知症啓発などを行う。

令和7年度は体制・連携づくりの準備年度とする。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
認知症の方等の社会参加と地域共生を促す事業	八王子市の空き家・空テナントを活用し、本人が働くカフェの開設準備。	2月3月 通期	八王子市	6名	本人・家族・支援者・一般市民	100人程度	0
自治体・事業所向けの研修事業	介護人材育成・定着プログラム、エルダーメンタ一養成研修。介護職の魅力発信、人材育成・定着を目指す。	3月1回	八王子市	5名	地域介護事業者、施設職員等	100人程度	0
学校等における福祉教育・体験学習の実施	認知症への理解、介護や支援の在り方の体験型福祉学習、八王子市内小中学校への宣伝活動	3月1回	八王子市内小中学校	5名	小学生・中学生・支援者	100人程度	0
認知症の方等の権利擁護に関する啓発・相談支援	福祉関係者との認知症への理解、接し方、介護や支援の在り方の学習会。本人の権利擁護、意思決定支援の勉強会。	3月1回	八王子市	5名	本人・家族・支援者・一般市民	100人程度	0
認知症の方等の教材・コンテンツの制作・配信	本人との接し方などの高齢福祉コンテンツ制作、流通企画 業者との打ち合わせ・販売経路の確認 カフェやネット、イベント会場での販売を検討する。	3月週1回程度	八王子市	2名	本人・家族・支援者・一般市民	100人程度	0
調査研究事業	認知症の人が見ている世界、認知症の人との接し方についての調査研究をし、本人と家族との支援につなげる。	3月毎週	八王子市	6名	本人・家族・介護関係者	100人程度	0

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人きょうのことあしたことラボ

1 事業実施の方針

本法人は、認知症の診断を受けている方等（以下「本人」という。）およびその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目的に、地域での居場所づくり、介護職支援、認知症啓発などを行う。今年度は三本柱：①拠点運営・スペース活用（まちはぐ）②人材定着・育成研修③権利擁護・意思決定支援（連携）を集中的に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 6566 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
認知症の方等の社会参加と地域共生を促す事業	八王子市の空き家・空テナントを活用し、認知症のある方が働くカフェを開設準備する。クラウドファンディングで寄付を募り、広報・設計・説明会を実施。開業。	週5日程度営業	八王子市	6名	本人・家族・支援者・一般市民	200人程度	685
	シェアキッチンの運営。	週5日程度営業	東京都八王子市八幡町4-11	6名	本人・家族・支援者・一般市民	200人程度	3000
自治体・事業所向けの研修事業	介護人材育成・定着プログラム、エルダーメンタ一養成研修。介護職の魅力発信、人材育成・定着を目指す。	年2回	八王子市 いわき市	6名	地域介護事業者、施設職員等	100人程度	1881
学校等における福祉教育・体験学習の実施	認知症への理解、接し方、介護や支援の在り方の体験型福祉学習	2か月に1回程度	八王子市 ・あきる野市 ・三鷹市 ・横浜市	5名	小学生・中学生・支援者	200人程度	0
認知症の方等の権利擁護に関する啓発・相談支援	福祉関係者との認知症への理解、介護や支援の在り方の学習会。本人の権利擁護、意思決定支援の勉強会。	月1回程度	東京都全域	5名	本人・家族・支援者・一般市民	約100名	0
認知症の方等の教材・コンテンツの制作・配信	認知症の人との接し方、認知症の人を見ている世界、介護等の高齢福祉コンテンツ制作・販売	通年	オンライン/イベント会場/カフェ	2名	本人・家族・支援者・一般市民	100人程度	1000
調査研究事業	認知症の人が見ている世界、認知症の人との接し方についての調査研究をし、本人と家族との支援につなげる。	3月毎週	八王子市	6名	本人・家族・介護関係者	100人程度	0

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人きょうのことあしたのこラボ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費		55,000	55,000
正会員受取会費 賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金		20,500	20,500
受取寄附金 施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等		0	0
受取補助金		0	
4 事業収益		0	0
認知症の方等の社会参加と地域共生を促す事業収益 自治体・事業所向けの研修事業収益 学校等における福祉教育・体験学習の実施収益 認知症の方等の権利擁護に関する啓発・相談支援収益 認知症の方等の教材・コンテンツの制作・配信収益 調査研究事業収益		0	
5 その他の収益		0	0
受取利息		0	
経常収益計			75,500
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		0	0
給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費		0	
(2) その他経費		5,500	5,500
会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費 通信費		0	
事業費計			5,500
2 管理費			
(1) 人件費		0	0
役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0	
(2) その他経費		0	0
消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費		0	
管理費計			0
経常費用計			5,500
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			70,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			70,000
法人税、住民税及び事業税・・・④ 前期繰越正味財産額・・・⑤		70,000	0
次期繰越正味財産額③-④+⑤			0

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人きょうのことあしたのこラボ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			55,000
正会員受取会費		55,000	
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金			500,000
受取寄附金		500,000	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			3,500,000
受取補助金		3,500,000	
4 事業収益			3,000,000
認知症の方等の社会参加と地域共生を促す事業収益		3,000,000	
自治体・事業所向けの研修事業収益		0	
学校等における福祉教育・体験学習の実施収益		0	
認知症の方等の権利擁護に関する啓発・相談支援収益		0	
認知症の方等の教材・コンテンツの制作・配信収益		0	
調査研究事業収益		0	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
経常収益計			7,055,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			1,871,000
給料手当		1,871,000	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			4,695,500
賃借料		1,800,000	
講師謝礼		300,000	
旅費交通費		510,000	
水道光熱費		600,000	
宣伝広告費		30,000	
支払手数料		1,050,000	
通信費		5,500	
会場費		100,000	
消耗品費		300,000	
事業費計			6,566,500
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			99,200
消耗品費		0	
水道光熱費		0	
通信運搬費		99,200	
地代家賃		0	
旅費交通費		0	
減価償却費		0	
管理費計			99,200
経常費用計			6,665,700
当期 経常増減額 【A】 - 【B】	...①		389,300
【C】 経常外収益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損		0	
災害損失		0	
過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期 経常外増減額 【C】 - 【D】	...②		0
税引前 当期 正味財産増減額 ①+②	...③		389,300
法人税、住民税及び事業税	...④		70,000
前期繰越正味財産額	...⑤		0
次期 繰越正味財産額 ③-④+⑤			319,300

特定非営利活動法人きょうのことあしたことラボ設立趣旨書

1. 設立の趣旨

近年、超高齢社会の進展により、認知症の診断を受けている方等（以下「本人」）とその家族は増加の一途をたどっています。一方で地域にはいまも、理解不足や偏見が残り、本人や家族が孤立する事例が少なくありません。介護現場では人材不足・離職の増加が続き、福祉サービスの質と継続性が揺らいでいます。

私たちはこれまで、介護保険制度内の通所介護（地域密着型サービス）を通じて、本人や高齢者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組んできました。通所の場では、本人が役割を持ち、自分らしく過ごせる時間を創出し、地域住民との交流や社会参加の機会を広げてきました。

しかし、制度の枠組みでは届きにくいニーズが多数存在します。たとえば、制度対象外の人との交流の場、家族・地域住民を招き入れた活動、制度利用時間外の支援などが十分に整備されていません。こうした課題に対応するため、制度にとらわれない柔軟な活動基盤が求められています。

また、介護職の離職防止・人材定着も喫緊の課題です。私たちは、介護職の魅力発信と人材定着に資する研修事業を実施してきました。さらに今後は、成年後見制度や意思決定支援を通じた権利擁護事業にも取り組み、本人の意思が尊重される生活環境の実現を目指します。今回法人化を検討するに至ったのは社会的な信頼を得るためにです。個人個人で活動をしていてもなかなか協力者や支援金を集めるのが難しいからです。なかでもNPO法人を選んだのは広く一般市民にかかわっていただくことができる団体として適切と考えたためです。高齢化に伴う社会の課題は多くの人が取り組むべき問題です。すべての人は年を重ねます。認知症は超高齢社会において誰もが直面しうる生活課題であり、私たちはこれを社会全体の課題として共に解決していく必要があります。

【法人名の意味】

「きょうのことあしたこと」という名称には、「目の前にいる人の今日」を大切にしながら、「その人の明日」を共に支えていくという想いを込めています。日々の積み重ねが「自分らしく生きる」ことにつながると信じ、本人の声を起点に社会や仕組みを変えていきます。

【期待される効果】

- ・本人が地域で役割を持ち続け、生きがいを感じられる
- ・介護職の離職率の低下とサービスの質向上
- ・地域の理解促進と支え合いのまちづくりの加速
- ・本人の意思が尊重される生活環境の整備
- ・支える側も活動を通じて自信や誇りを持てるようになる

申請に至るまでの経緯

2007年～現在 成年後見事業を実施

2022年5月9日 横浜信用金庫新人職員向けに認知症サポーター養成講座を実施

2023年9月 設立検討

2023年9月～現在 DAYS BLG!はちおうじ（通所介護事業所）

を通じた月1回のカレーづくり・居場所づくり

2024年10月29日・2025年10月30日 本人への意思決定支援研修を実施

2025年2月6日 大塚製薬 首都圏第一支店・北関東/信越支店 MR向け認知症研修を実施

2025年2月15日 特定非営利活動法人町田市つながりの会を通じて介護福祉人材定着事業
(介護職員向け研修) を企画・運営

2025年9月11日 設立総会

以上の趣旨に基づき、私たちはここに「特定非営利活動法人きょうのことあしたことラボ」を設立いたします。

2025年9月11日

特定非営利活動法人きょうのことあしたことラボ

設立代表者 守谷卓也